

第47号議案

専決処分の承認を求めることについて

ふじみ野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年6月1日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年埼玉県後期高齢者医療広域連合条例第4号）が令和2年4月30日に公布され、同年5月1日から施行されたことに伴い、ふじみ野市後期高齢者医療に関する条例（平成20年ふじみ野市条例第3号）の一部を改正する必要が生じたため専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

ふじみ野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市後期高齢者医療に関する条例（平成20年ふじみ野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 埼玉県広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。

令和2年4月30日

ふじみ野市長 高 畑 博